

【報告書裏面】

【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義		
1	居住者による電子決済手段等の買入	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
2	居住者による電子決済手段等の売却		
3	電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換		

【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン(BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム(ETH)			
3	リップル(XRP)			
4	ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH)			
5	ライトコイン(LTC)			
6	その他			

【注1】 取引の種類

居住者による電子決済手段等の買入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。

【注2】 取引年月

年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。

【注3】 電子決済手段等の種類

(1) 電子決済手段等の売買
 売買する電子決済手段等の種類をイ欄にのみ記入すること。
 (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
 居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類をイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロ欄に記入すること。
 (注) コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

【注4】 非居住者の所在国等

取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注5】 取引金額

以下の取引の種類に応じた金額を記入すること(単位未満は四捨五入)。
 (1) 電子決済手段等の売買
 電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
 居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。「4. その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。